

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一十五（略）</p> <p>十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百二十六号）第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）、第四条（同号に係る部分に限る。）又は第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>十七・十八（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第一百七十七条、第七十八條の二（同法第一百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第七十九條、第九条（同法第一百七十六条、第七十七條又は第七十八條の二に係る</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一十五（略）</p> <p>十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百二十六号）第三条（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、第四条（同法第三条第一項第三号に係る部分に限る。）又は第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>十七・十八（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 刑法第九十五条、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、第一百七十六条、第一百七十七条、第七十八條の二（同法第一百七七七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第七十九條、第二百二十三條に規定する罪、同法第三十三章（同法第二百二十八條の</p>

部分に限る。）、第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六、第二百三十八条、第二百四十一条前段、第二百四十三条（同法第二百三十六、第二百三十八、第二百四十一条前段、第二百四十一条前段に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪

二丁三十二（略）

三十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号に係る部分に限る。）、第四条（同項第七号及び第十三号に係る部分を除く。）又は第七条（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪

三十四～四十三（略）

二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六、第二百三十八条、第二百四十一条前段、第二百四十三条（同法第二百三十六、第二百三十八、第二百四十一条前段に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪

二丁三十二（略）

三十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第四号から第六号まで、第八号又は第十号に係る部分に限る。）、第四条（同法第三条第一項第三号及び第九号に係る部分を除く。）又は第七条（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪

三十四～四十三（略）

改正案	現行
<p>（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為）</p> <p>第十五条の二 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）<u>第三条（第一項第九号に係る部分に限る。）</u>、<u>第四条（同号に係る部分に限る。）</u>又は<u>第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）</u>の罪に当たる違法な行為</p> <p>四〇八（略）</p> <p>九 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）<u>第七</u><u>十三</u>条の二の罪に当たる違法な行為</p> <p>十（略）</p>	<p>（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為）</p> <p>第十五条の二 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）<u>第三条（第一項第五号に係る部分に限る。）</u>、<u>第四条（同法第三条第一項第五号に係る部分に限る。）</u>又は<u>第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）</u>の罪に当たる違法な行為</p> <p>四〇八（略）</p> <p>九 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）<u>第七</u><u>十三</u>条の二<u>第一項</u>の罪に当たる違法な行為</p> <p>十（略）</p>

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第一百七十一号）（第三条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）<u>第三条第一項第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同号に係る部分に限る。）又は第四条（同法第三条第一項第十三号又は第十四号）に掲げる罪に係る同条の罪の未遂に係る部分に限る。）の罪</u></p>	<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）<u>第三条第一項第九号若しくは第十号若しくは第二項（同条第一項第十号に係る部分に限る。）又は第四条（同法第三条第一項第九号又は第十号）に掲げる罪に係る同条の罪の未遂に係る部分に限る。）の罪</u></p>

改正案	現行
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。） 、同法第七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七条に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十九条若しくは第百八十一条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）又は同法第百八十二条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）</p> <p>四 刑法第百八十六条第二項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条に規定する罪（児童に頒布し、若しくは販売し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七条に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十九条若しくは第百八十一条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）又は同法第百八十二条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）</p> <p>四 刑法第百八十六条第二項に規定する罪（賭博場を開帳する行為に係るものに限る。）</p>

るものに限る。( )、同法第八十七条第一項若しくは第二項に規定する罪又は同条第三項に規定する罪(児童と授受する行為に係るものに限る。)

五〇二十二 (略)

二十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第三条第一項(第六号に係る部分に限る。

( )に規定する罪(賭博場を開帳する行為に係るものに限る。( )又は同条(第一項第十号に係る部分に限る。( )若しくは第六条(第一項第二号に係る部分に限る。( )に規定する罪(児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。)

二十四 (略)

るものに限る。( )、同法第八十七条第一項若しくは第二項に規定する罪又は同条第三項に規定する罪(児童と授受する行為に係るものに限る。)

五〇二十二 (略)

二十三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第三条第一項(第二号に係る部分に限る。

( )に規定する罪(賭博場を開帳する行為に係るものに限る。( )又は同条(第一項第六号に係る部分に限る。( )若しくは第六条(第一項第二号に係る部分に限る。( )に規定する罪(児童を略取し、又は誘拐する行為に係るものに限る。)

二十四 (略)